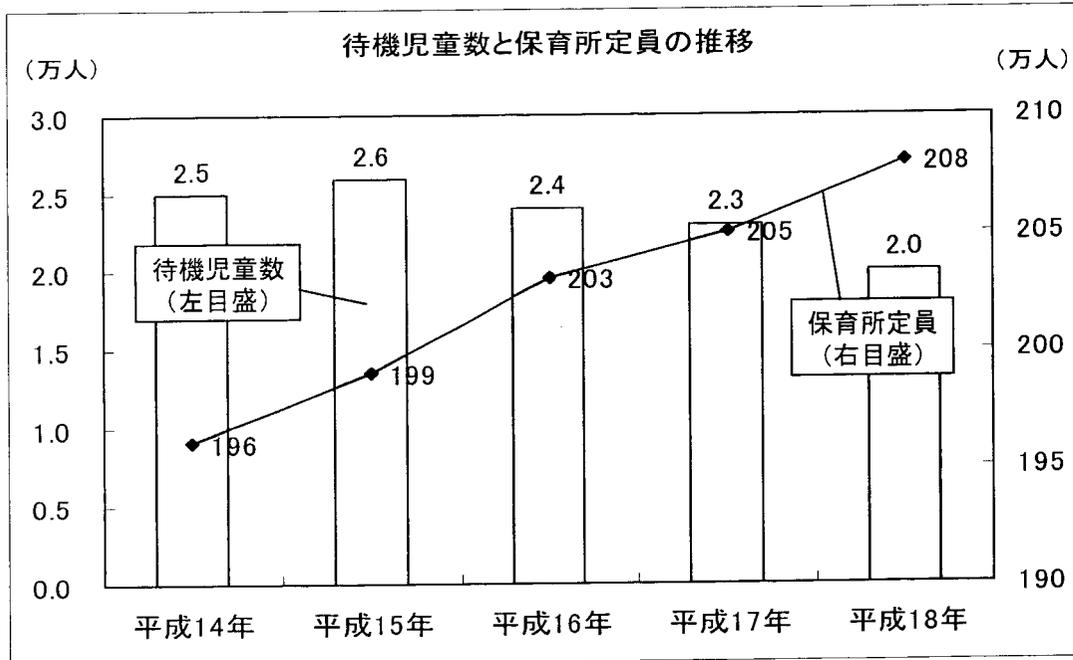


# 待機児童対策について

## 保育所待機児童の現状

- 平成18年4月1日現在の待機児童数は1万9,794人  
(3年連続で減少し、初めて2万人を下回る)



## これまで講じてきた主な施策

- 定員の弾力化措置(昭和57年～、平成10年から年度当初の弾力化を実施)
  - ・年度当初は定員+15%、年度途中は定員+25%、10月以降は無制限に受入可能
- 待機児童ゼロ作戦(平成14年～)
  - ・平成14～16年度の3年間で15.6万人の受入児童数の増(幼稚園の預かり保育等を含む)
- 保育計画の策定・公表(平成15年児童福祉法改正)
  - ・50人以上の待機児童を有する市町村等に対し、保育の供給体制の確保に関する計画の策定・公表を義務付け
- 子ども・子育て応援プラン(平成16年)
  - ・平成21年度までに保育所受入児童数を215万人に拡大
- 認定こども園制度の創設(平成18年)

# 待機児童分布の特徴

○待機児童が多い地域の固定化

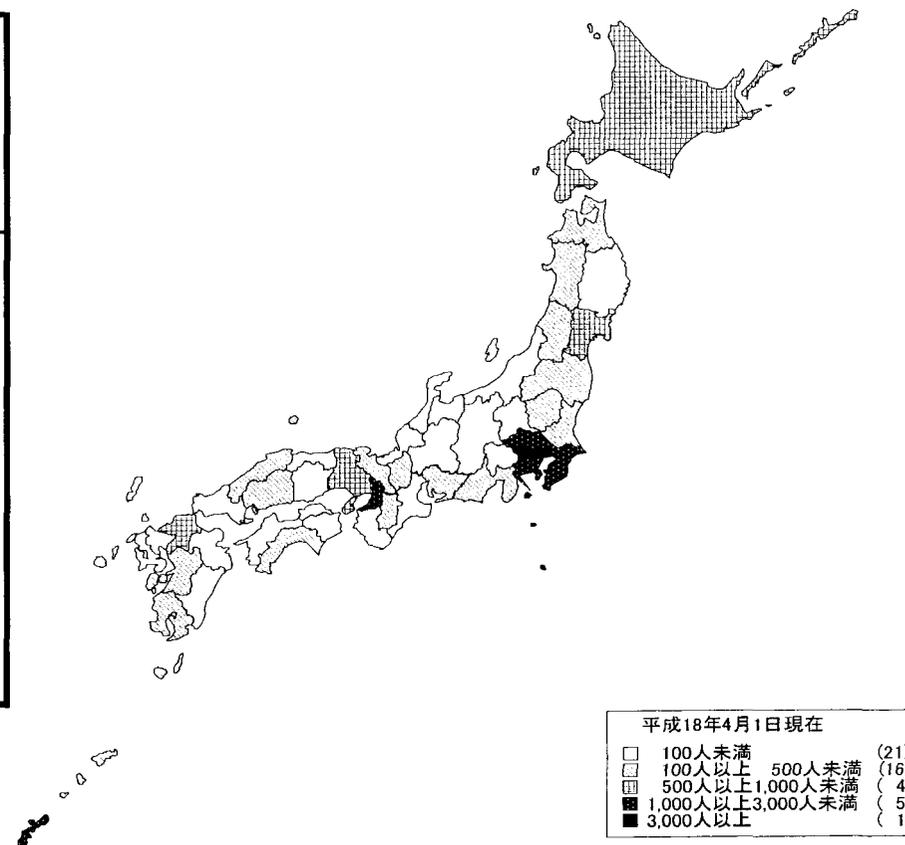
・待機児童50人以上の特定市区町村(81市区町村)で待機児童総数の約70%を占める

○低年齢児(0~2歳)の待機児童数が全体の約70%

○同一市区町村での待機児童の偏在

【保育所入所待機児童 2万人の内訳】

【平成18年待機児童マップ】



※ 特定市区町村の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。

※ 低年齢児の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。

※ 各道府県には政令指定都市・中核市を含む15

# 待機児童解消に向けた市町村の取組の状況

- 待機児童解消に向けた市町村の取組及び待機児童解消の程度はまちまち
- 保育所整備により潜在需要が喚起されるため、定員増に対する待機児数の減少割合はそれほど大きくない。

待機児童の多い市町村における保育所定員と待機児童数の変化(平成14年→平成18年)

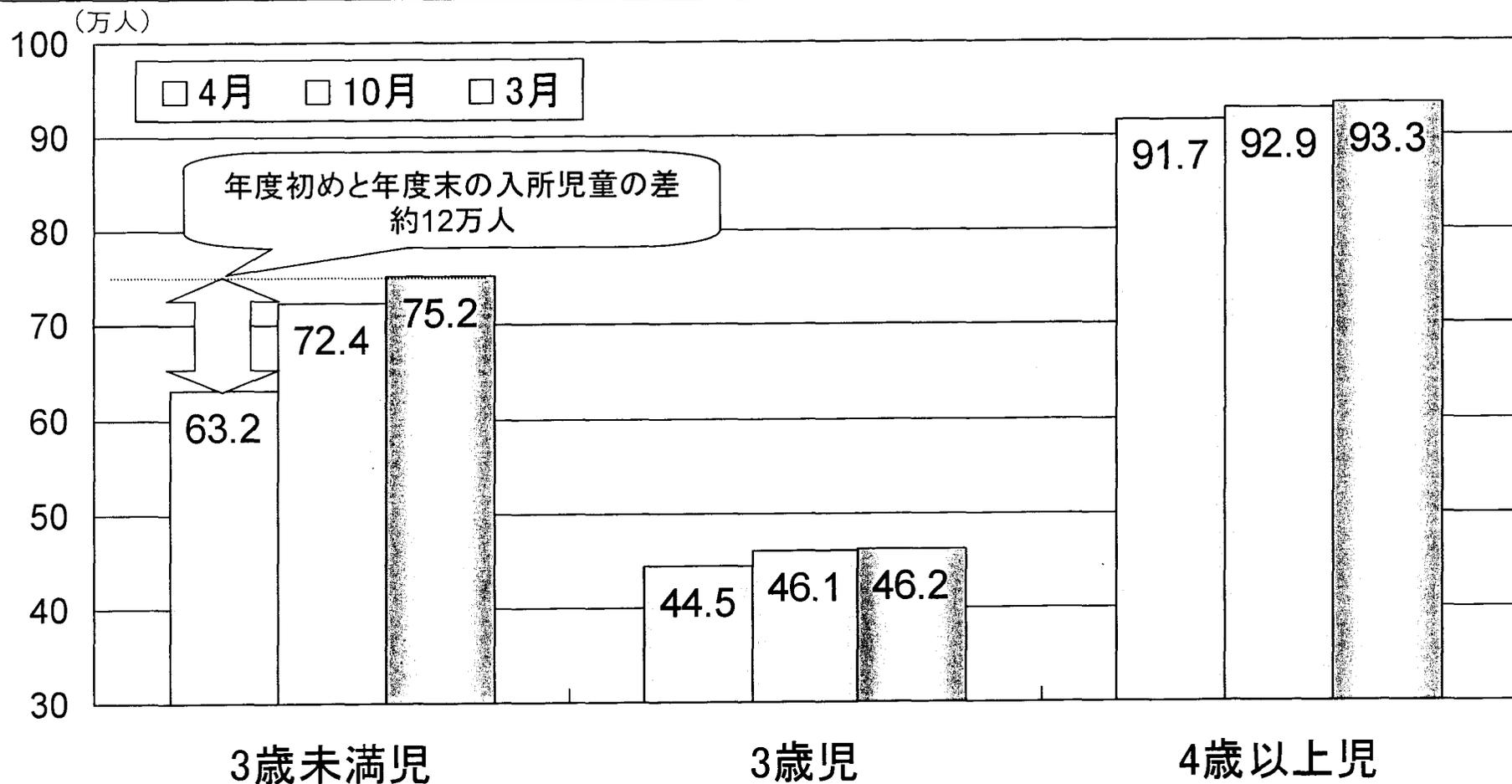
市町村	保育所の定員	保育所数	待機児童数	3歳未満児の保育所入所割合(%)
A市	24,125 → 32,994 +8,869	258 → 368 +110	1,140 → 353 -787	8.0 → 12.4
B市	15,845 → 17,776 +1,931	157 → 175 +18	1,076 → 560 -516	14.1 → 16.7
C市	10,845 → 11,590 +745	112 → 117 +5	705 → 480 -225	10.6 → 12.5
D市	5,224 → 7,294 +2,070	68 → 85 +17	260 → 350 +90	13.7 → 17.7

(資料)厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ(平成18年4月現在)(保育所入所割合の母数となる3歳未満児の人数は平成17年国勢調査(平成17年10月1日現在)、人口推計年報(平成13年10月1日現在)によった)

(参考)全国平均  
16.3 → 19.6

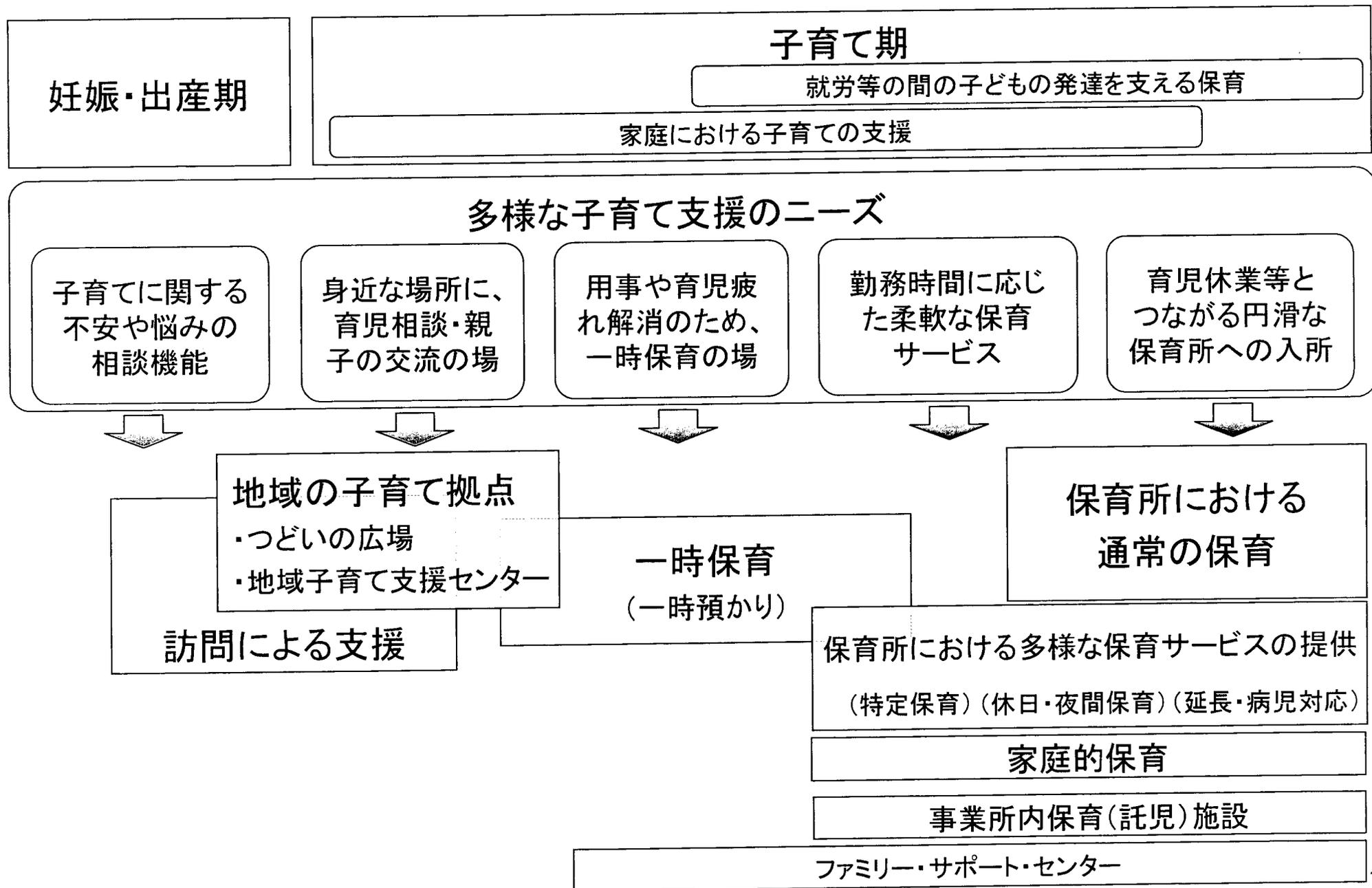
# 月別保育所入所児童数の推移(平成17年度)

- 3歳未満児は、育児休業明けなどで年度途中入所する児童が少なくなく、年度を通じて入所児童数の差が、3歳以上児に比べて大きい。
- 年度前半に比べて、年度後半の入所が少ない(待機児童の存在する都市部などでは年度途中入所が困難)。



(資料)厚生労働省雇用均等児童家庭局保育課調べ

# 多様な子育て支援サービス



# 多様な保育サービスの実施状況

《事業名》	《事業内容》	《16年度実績》	《17年度実績》	《子ども・子育て 応援プラン目標値》
延長保育	11時間の開所時間を超えて延長保育を実施する保育所に対して補助	12,954か所	13,083か所	16,200か所
休日保育	就労形態の多様化にかんがみ、保育に欠ける児童を対象に、日曜・祝日も含め、年間を通じて開所する保育所に対して補助	607か所	681か所	2,200か所
夜間保育	午後10時頃まで開所する夜間保育所に対して補助	64か所	66か所	140か所
病児・病後児保育 (乳幼児健康支援 一時預かり事業)	保育所に通所中の児童が病気の回復期のため集団保育が困難となる間、児童の保育所、病院等における一時預かり等を実施	496か所 (派遣型含む)	598か所 (派遣型含む)	1,500か所 (派遣型含む)

# 家庭的保育事業(保育ママ)

保育需要の増に対応するための応急措置として、保育士、看護師(看護師資格を有する保健師・助産師も可)の資格を有する保育者(家庭的保育者)の居宅において少人数の就学前児童を保育する家庭的保育を実施(事業を実施する市町村に補助)

## 個人実施型保育

家庭的保育者が、保育所等と連携を図りながら、3歳未満児の保育を行う

## 保育所実施型保育

保育所が雇用する家庭的保育者が、就学前児童の保育を行う

### ①児童の要件

- ・保護者の就労等により、日々保育に欠ける就学前児童(個人実施型保育については、3歳未満児)

### ②実施場所

- ・家庭的保育者自身の居宅又は賃貸アパート等家庭的保育を実施するのに適切と市町村が認めた場所

### ③家庭的保育者の要件等

- ・保育士又は看護師の資格を有する者
- ・家庭的保育者に、現に養育する就学前児童又は介護の必要な者がいないこと
- ・保育する児童の人数は3人以下(ただし、補助者とともに2人で保育する場合には5人以下)

# 事業所内託児施設の現状と助成制度

事業所内保育施設	3,389か所	4.8万人	(H18年3月現在)
----------	---------	-------	------------

(注)助成対象になっていない施設を含む。

0~2歳児	2.8万人
3~5歳児	2.0万人

院内保育施設	2,126か所	3.5万人
その他の事業所内保育施設	1,263か所	1.3万人

※「事業所内保育施設」とは、企業などにおいて、その従業員の乳幼児を保育の対象とする施設

※「院内保育施設」とは、病院において、その従業員の乳幼児を保育の対象とする施設

## 事業所内保育施設に対する助成(両立支援レベルアップ助成金)の概要

### 〔趣旨〕

労働者のための託児施設を事業所内に設置、運営及び増築を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部や保育遊具等購入費用の一部を支給するもの。

### 〔助成内容〕

設置費・増築費・要した費用の2分の1(中小企業の設置費については3分の2)を支給(限度額あり)

運営費・運営に係る費用(人件費)の2分の1(中小企業は3分の2)について、運営開始日より5年間支給(限度額あり)

※このほか、看護職員等の離職防止及び再就業促進の観点から、医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う事業に対し、運営費の助成を行っている。

# ファミリー・サポート・センター事業の概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を実施

## ○相互活動の例

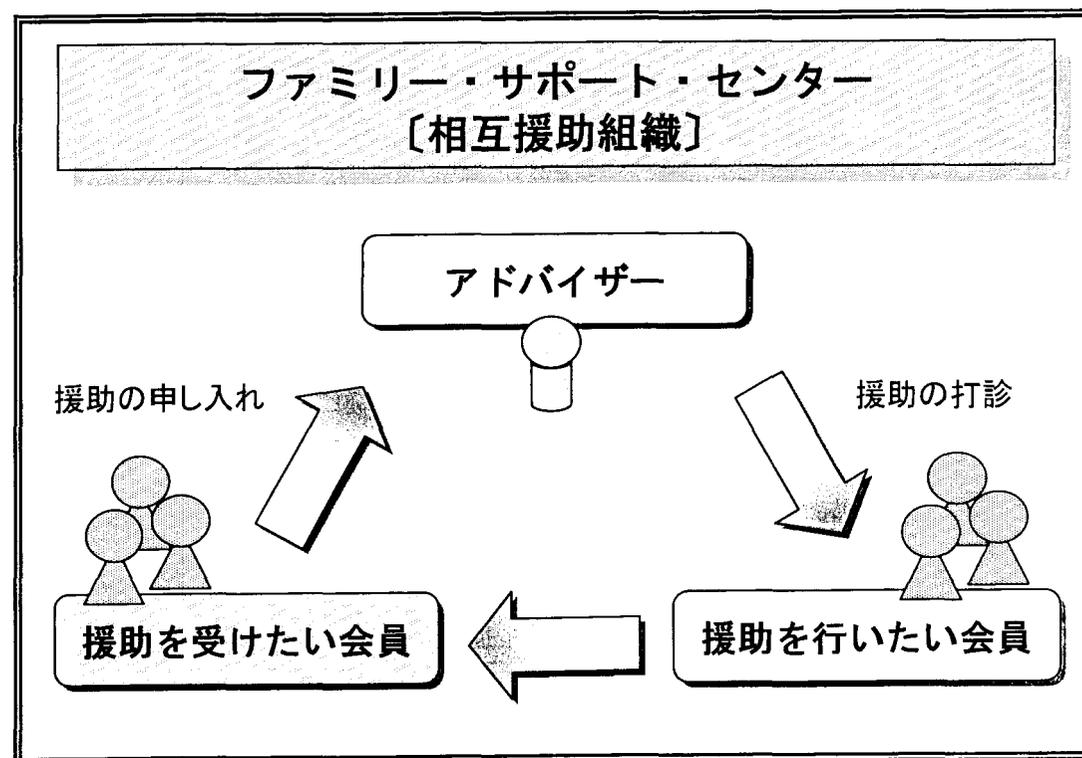
- ・急な残業の場合に子どもを預かる。
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。

## ○実施市区町村（※平成18年度末現在）

480市区町村

## ○会員数（※平成17年度末現在）

- ・援助を受けたい会員 185,571人
- ・援助を行いたい会員 70,278人
- ・両会員 25,924人



# 「認定こども園」制度の概要と現状

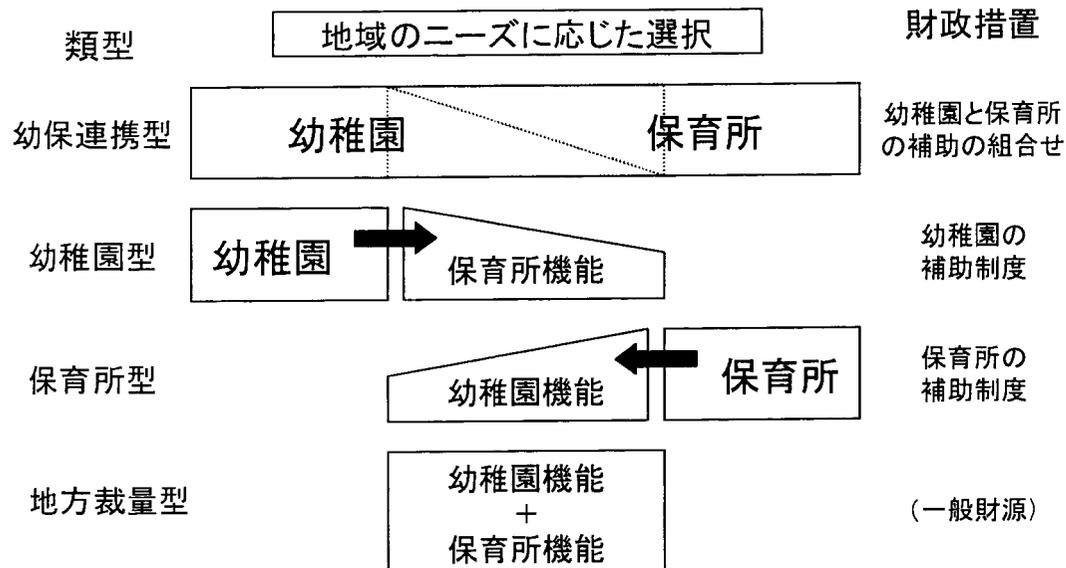
## 認定こども園制度の概要

### 「認定こども園」とは

○幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを 都道府県が認定

- ①教育及び保育を一体的に提供  
(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)
- ②地域における子育て支援の実施  
(子育て相談や親子の集いの場の提供)

### 認定こども園の類型と財政措置



## 各都道府県の認定状況

都道府県	認定数	都道府県	認定数
北海道	7	滋賀県	1
青森県	1	京都府	0
岩手県	1	大阪府	1
宮城県	1	兵庫県	12
秋田県	9	奈良県	0
山形県	3	和歌山県	0
福島県	1	鳥取県	0
茨城県	2	島根県	0
栃木県	5	岡山県	0
群馬県	4	広島県	5
埼玉県	0	山口県	1
千葉県	1	徳島県	1
東京都	3	香川県	0
神奈川県	4	愛媛県	0
新潟県	0	高知県	3
富山県	1	福岡県	6
石川県	5	佐賀県	4
福井県	0	長崎県	1
山梨県	0	熊本県	0
長野県	2	大分県	1
岐阜県	0	宮崎県	2
静岡県	0	鹿児島県	3
愛知県	3	沖縄県	0
三重県	0	合計	94

幼保連携推進室調べ(平成19年4月1日現在)

# 保育の質を支える仕組み

保育環境

児童福祉施設最低基準  
(職員配置、施設設備等)

○保育士の配置基準

0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児
1:3	1:6	1:20	1:30

○嘱託医、調理員の配置

○乳児室、保育室、屋外遊戯場、調理室の設置

職員

保育士資格  
(指定保育士養成施設(2年以上)の卒業又は国家試験合格)

保育内容

保育所保育指針(通知によるガイドライン)  
(保育の目標、ねらい・内容、保育計画、健康・安全等)

※教育内容については、幼稚園教育要領との整合性確保

→ 大臣告示化、内容の改定について検討中